

Title	八品商としての質屋：江戸の"地域と商業"
Sub Title	The pawnbroker as Hatsupinsho : "A case of community and commerce of Edo"
Author	戸沢, 行夫(Tozawa, Yukio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1982
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.4 (1982. 3) ,p.81(505)- 114(538)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820300-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八品商としての質屋

—江戸の「地域と商業」—

戸 沢 行 夫

一 はじめに

幕藩制下における江戸市中の商業活動についての基礎的かつ実態的な説明は、きわめて立ち遅れてきた。それにはたびたび市中を襲った大火によって、伝存する史料が限定されているところにひとつの大きな理由がある。しかし他方、昨今の都市研究の隆盛により、特色ある各地方の都市（町）研究が、さまざまに広い視点からとりあげられ、一定の成果を挙げつつあることが注目される。それらは江戸市中の地域研究にも一石を投じるものである。¹⁾ また、江戸についての限られた史料のうちにも、隠された史実はなお散在している。広い視野と新しい視角をとることによって、そこに別の生気を甦らせることは、隠れた史実への可能な限りでの模索にはかならない。

江戸の商業活動を知るうえで、従来からの十組問屋や株仲間の研究は不可欠であり、それらのなお一層の深化は今後も必要であ

八品商としての質屋

ろう。また、個々の商家が永々と伝来の家訓を守り、それを商業活動の精神的支柱として発展してきたことは、すでにたびたび明らかになってきた。

しかし、城下町がそうであるように、都市の成立とその発展には、何かの形で支配権あるいは行政権の実行を伴うのが一般的特徴である。そして、商家に限らず、血縁的結合に加えて、地縁的結合を尊び重複させていくのは、この国の一般的な集団的傾向であろうか。大工町や桶屋町、両替町や伝馬町等々の町名を想起すれば、そこに集居する職人や商人¹⁾町人たちの商業活動は、明らかに江戸市中におけるひとつの地縁的な地域活動の性格をもつものであった。

幕藩制下の江戸商人たちの多くは、すでに中世的な特権付与もなく、それゆえに幕府の支配力はむしろ行政的な諸政策のうちに包含されていた。そこでは一方に血縁的結合を介して、商家同族の自律的な活動がみられ、他方には地縁を通じて町方支配に組み

込れながら、その商業的特性を利かす商家もあり、それらの混在は江戸商業の都市的な特徴となっていた。

本稿では、八品商のひとつである江戸の質屋をとりあげることによって、ひとつは幕府との行政的関わりを、そしてさらに質屋そのものに内在する商業的特性と町方との具体的な諸相をみたい。それはまた、江戸市中における「地域と商業」の諸特徴の一端を語るものとなる。

(1) 例えば、地方史研究協議会編『都市の地方史——生活と文化——』所収の諸論文。玉井哲雄『江戸町人地に関する研究』(近世風俗研究会刊)。南和男『幕末江戸社会の研究』。西山松之助編『江戸町人の研究』等々。

二 八品商としての質屋

ここにいう八品商とは、唐物屋、質屋、古着屋、古着買、古道具屋、小道具屋、古鉄屋、古鉄買の八業種の総称である。これらをまとめて八品商と呼称するようになったのは、おそらく享保八年頃からと思われる。⁽¹⁾

そして、これらの業種がまとめて八品商と総称される以前に、各業種にはそれぞれ前史の時代があった。

そのうち、比較的早くから江戸市中における町触の対象になってくるのは、古鉄屋、古着屋、質屋であった。とくに古鉄屋については、刀脇差鉄砲等武器製造や偽金鑄造などを危惧してか、取締は早くから厳しいものがあった。例えば、橋や門扉の金物類、銅瓦鉛瓦銅樋等の金物類、社堂の金物類等が盗品として混入した

まま古鉄屋で売買されることがたびたびあったらしい。そのため古鉄類の売買には一定の場所が定められ、橋や河岸端、辻々での買入れや振買等は禁止された。また「焼候侍之辻々江罷出、古鉄古釘之類一切不可買候」との町触も見られた。⁽²⁾

次で、古着買には振買いの営業形態をとる者がかなりあったらしく、同時に煎茶売を兼業する者が多かった。⁽³⁾ 古着買は吟味のうえ、町ごとに人数を書上げて鑑札を与えられ、鑑札代となる札銭として一年宛一両が徴収されていた。それは単なる名面の書上にとどまらず、無札之者を取締っていることから、すでにある程度営業上の特権付与の意味もあったと思われる。

八品商のなかで、古着屋と同類の品物を扱い、同様に重要視されていたのが本稿でとりあげる質屋である。江戸市中の質屋への町触は、寛文七年二月十日の請取手形に関する条項を初見とする。そこでは「質請手形壹ヶ年切ニ取置、其請手形ニ而質物いく色も取申候由」に対する取締強化がみられ、以後は「其質物之品々委細ニ書付、時々ニ請手形念を入取置可申候」ことを強調して⁽⁴⁾いる。この町触の事実から察して、基本的には一ヶ年切の請手形が一般的であったらしい。しかしその後、この種の町触を見ないことから、この点実際にどれだけ守られたかは疑問である。

また、貞享元年二月の『辻番所定書之事』のうちに「古着其外古道具売買の儀も請人を取り売買いたすべき事」として、古着、古道具の売買に対して、請人(証人)⁽⁵⁾の必要を唱っているが、翌年には質屋についても請人制が施された。そこには盗賊や盗物買の衆等の悪党が頻繁に出没徘徊する江戸市中の大都市的な現実があ

つたと思われる。そして、売買に扱ふ品目の特殊性から、これら八品商は、幕府の江戸市中の都市政策の一環をなす防犯警備と大いに関連するものとなった。次の江戸質屋惣代と会所の設立も、実はそのような意図を含んだものであった。

元禄五年十一月九日、質屋にとっては画期的な町触が出された。それは三人の質屋惣代と惣代会所の設置、質屋仲間の結成を促すものであった。すなわち、この時、神田旅籠町中村屋平右エ門、本所相生町塚屋三九郎、神田多町車屋久右エ門の三人が幕府から惣代として任命されたが、三人の身元等は一切不明である。ただ、あらゆる点から同業の質屋からの代表とは考えにくく、おそらく別業の有力商人と思われる。また、惣代会所は本石町三町目におかれた。

この町触はまず「町中家持借屋店かり地かり」の質屋に限らず「質を取金銀借シ申者」はすべて会所へ出頭するよう申付けた。出頭した者は「帳面ニ致判形、其上質屋之作法之定書志通簡板志枚宛」を惣代から請取ることにした。そして、仲間に加入した質屋は、定書の堅守はもちろんのこと「相互ニ致吟味、邪欲成儀仕者有之候ハハ不隠置、早々惣代方江可申候事」が義務づけられた。

右の規定により、今後は仲間に加入せず、簡板無く質取し、金を貸すことは厳禁され、違反した者は本人はもとより家主五人組名主まで処罰するとした。また、廃業する時はその旨を惣代へ伝え、書付簡板を返却して帳面から判形の消去を申出よう義務づけた。そして、この町触は質屋一人手前、巷ヶ月銀四分を惣代料として毎月晦日までに惣代方へ持参するよう申付けている。⁽⁶⁾

八品商としての質屋

次に、右の町触にある「質屋御作法書」(定書)は今だ未見のため、後に詳しく紹介する「江戸質屋会所記録」の中に収載されている、いわばその請書となる「質屋中手形之事」から、その内容の概略を推理しておきたい。⁽⁷⁾

先ずこの手形では、質物中の盗物紛失物について穿鑿があれば、いつでも「一品ニても又ハうたかハしき物」を取り置いて、会所へ持参するという。また、むろん惣代料銀四分を役銀として会所へ納め、簡板や定書を紛失欠損した場合にも即刻会所へ申出ると唱っている。そして、次の条項は当時の質屋の営業規定の一端を語るものである。

自今以後質取候は置主・請人両判取、利足之儀ハ御定之通少も相違申間敷候。勿論高利邪欲成義を不仕、御定方やすく仕候義は其相對ニ可仕候。縦諸親類ニても請人なしにてハ一切取申間敷候。質置候衆中江此度御定之作法書申渡シ、月切万事無相違様ニ可仕候。念を入取申上ニて万一盗物失物取候は、各江参御相談可仕候。尤、毎度改を請可申候。

すなわち、質取は原則として必ず置主と請人の両者の印判を必要とした。それは親類身内の場合も同様であった。そして、盗物紛失物の吟味改めを請けるのはむろんであるが、万一これらを質取した時には必ず会所へ相談するよう誓約している。

このように元禄五年の惣代及び会所の設置、さらに質屋仲間の結成はすべて幕府の差し金によるものであった。そして、その背後には幕府による別の意図があったことも容易に推測できよう。すなわち、幕府は漸次に膨張肥大化しつつあった江戸市中の町方

支配、とくに市中の防犯警備体制の早急な整備に苦慮しはじめていたのである。それは元禄期が幕藩体制のひとつの転換期にあつたことを暗示している。

この五代将軍綱吉の元禄期は、全国各地で新田開発が行われ、新しい農業技術の発展などにより、農業生産力は漸次的に上昇してきた。それは農村の経済活動に大きな変化をもたらしただけでなく、都市経済へも大きな影響を与え、幕藩社会のひとつの転換期に継がった。既存の特権的な商人に代って登場してきた、いわゆる新興商人たちは、特権に依拠することなく、自らの経済力を基盤に新しい市場と顧客を開拓したのである。それゆえに、最大の人口集住地である江戸は、町人層のほかに消費階級である武士や僧侶がその多くを占め、新興商人たちの活躍する恰好の場となつていた。そして、市中三分の二以上を焼き尽した明暦三年の大火からすでに三十余年を経た江戸は、ここに新たな町割のうちに復興を成し遂げつつあつたのである。

また、新しい町人層の成長は、封建社会の支配原理である身分制の弛緩にも継がり、幕府はお膝許である江戸市中の放縦な社会秩序の取締強化を図ってきた。そのひとつとして質屋惣代と会所の設置が強行されたのである。すなわち、幕府は質物の吟味改めを通じて、質屋仲間に多少とも市中の防犯警備の一端を担わせるべく意図していたのである。

江戸に限らず、城下町の成立にはつねに領主の支配強制が働く。そこでの町人地の町割は同業の職人や商人の集住する区域であり、またひとつの行政単位でもあつた。むろん互に競業もある

うが、同業であり、なお且つ同地域に地縁的に集住することによって、商人たちの仲間意識は一層助長される。そして、その地縁的な空間とそこにおける関係は、行政的な支配統制力を貫くための末端機構として、恰好の場たりえたのであつた。

しかし、いわば質物を担保にして貸金する質屋は、ある一定の地域に集住しながら、商人町を形成して営業することは稀れであつた。むしろ、各町々に散在して営業する方が、顧客獲得に有利だつたはずである。その点、質屋など八品商は、従来の町方支配の方式からハズレた存在といえよう。それゆえ、直接その統制にあつた町名主にとつても、質屋は掌握しにくい厄介な業種であつた。しかし、この諸々の町々に散在する質屋の特性は、質物を取り貸金するという商売柄とあわせて、市中の防犯警備に力を注ぐ幕府にとって好条件であつたと思われる。すでに町名主に比して、町数が増大し、行政上の兼帯を余儀なくしている限り、名主を通じての町方支配には限界があつた。そして、右の事情によつて、幕府はまず質屋に注目し、その実現のために質屋惣代会所の設置と仲間結成を強力に推し進めたと考えられる。

しかし、右のような意図を含んで設けられた質屋惣代と会所は、その後幕府の思惑通りには機能しなかつたようである。すなわち、元禄十一年正月には「盗物失物質屋御詮儀被仰付、惣代方ハ吟味仕候所、疑敷質物有之といへとも隠置、出不申、其上置主請人方江内証申請させ、又ハ売買手形ニ仕、質物取、或主しれさる判形等取置申質屋有之段被聞召上、不届ニ被思召候」とあり、惣代による盗物紛失物の吟味改めが実効を挙げていない事実を指

摘している。そして今後違反した質屋には、「当人は磔、男子は死罪、女房并女子は奴」との厳罰に処すると云う。⁽⁸⁾

右の通達に加えて、惣代は触書の堅守とともに、身元慥かな人物の質物でも、御尋物配符に類似の物があれば速かに会所へ持参すべきことを注記している。また、請人のみが判形二つを持参し、住所不明の置主の質物を取ってはならない。さらに、質物の特徴となる模様色等を詳しく書留めさせた。そして、置主請人の大家まで控えるよう命じており、幕府の威光をかりた質屋惣代の姿勢は、かなり威嚇的でさえあった。しかし、質屋たちはこの厳しい通達を驚愕と畏敬をもって受けとり、印判したものと思われる。

そして、二週間後には町年寄から先とほぼ同様の町触があり、その後さらに正月二八日には名主月行事同道のうえ、質屋共へ印判持参にて樽屋役所へ出頭するよう通告があった。その内容は、前日の触書の厳守と先の厳しい処罰の反古を申渡すものであった。

このように先の厳罰処分は、僅か半月のうちに一転して反古にされたが、質屋惣代はその後も御公儀の威光をかりて各質屋共へたびたび通達を発している。そして、元禄十四年十一月には、質物を取った場合の期限と利足を次のように提示している。⁽⁹⁾

- 一、刀脇差諸道具諸品等ハ 十二ヶ月切
- 一、衣類等ハ 八ヶ月切
- 一、銭質百文ニ付 壹ヶ月四、文宛之利足
- 一、金貳両以下ハ 壹ヶ月 金壹分ニ付 利足四分宛
- 一、金拾両以下ハ 壹ヶ月 金壹分ニ付 利足三分宛
- 一、金百両以下ハ 壹ヶ月 金壹兩ニ付 利足壹匁宛

八品商としての質屋

- 一、金百両以上ハ 右之積りを以利足
下直ニ可有相對事

右の期限と利足は、享保十四年まで改定されることはなかった。しかし、これらはいくまでも原則であって、実際には期限を延したり、相對貸しもかなりあったようである。そして、品目に「刀脇差諸道具諸品類」とあるように、この頃すでに武士の所持品である刀脇差類が質物になっている。この点、すでに当時質屋を利用する顧客としての武士層があったことを暗示している。そして、このことは幕府と質屋の微妙な関係としてその後つねに両者の底流をなしていくことになる。

元禄十四年十二月二四日、八品商のなかでもつねに質屋とともにあつた古着商にも惣代の設置と仲間の結成を命じる町触が出された。⁽¹⁰⁾ すなわち、富沢町名主彦左エ門を惣代として、会所の設立、役人の付置、鑑札の申渡、定書の請取、仲間結成などは質屋とほぼ同様の形態をとった。そして、盗物紛失物の吟味改めも同じように惣代によつた。

しかし、二年後の元禄十六年十二月十四日、丹羽遠江守様御番所に町名主共が召喚されて質屋古着屋惣代が御取上となり、向後惣代御免となる旨の口達があつた。⁽¹¹⁾ そして、その日のうちに町年寄喜多村彦右エ門から正式な通達があり、盗物紛失物の詮議も今後は「古来之通、右之類詮議之節ハ、其所名主支配切ニ可申渡候」として、町名主の管下に戻した。ここに質屋と古着屋の二つの惣代と会所の正式な廃止が決定したのである。その背景には、当初幕府が意図したほどに町方支配の実効が挙げなかったこと。ただ幕府の威光を背する惣代に対して、各質屋からの協力を得られな

かったことがあげられる。そして、ここでは幕府の町方支配の方策がすでに大きな転換を迫られていたことが挙げられる。

惣代と会所は廃止されたものの、その後の町触には「質屋数定置、其外猥ニ質物取申間敷候、勿論利足之儀ハ惣躰高直ニ不致様、只今迄之通可相心得之」とあり、質屋仲間は従来通り、質物の期限や利足も同様であった。⁽¹²⁾ また、その後の盗物紛失物吟味は、各町支配切で町名主によって実施されたが、あまり実効は挙がらず、宝永三年、四年と続けて吟味の徹底を傳達している。そこでは置主請人とも出頭させ、それぞれに印判することの厳守を唱っている。⁽¹³⁾ そして、この種の通達は時々かなり威嚇的でさえあった。

惣代相止候砌は早速其品銘々持出候得共、頃日ハ幾度相触候而も其類不持出候、ケ様ニ候得而ハ尋物不埒明候間、向後質屋古着屋銘々番所に召出、帳面詮議申付ニ而可有之候、左候得而ハ所可及困窮候

ここでは惣代廃止の直後、盗物紛失物などもけっこう質屋側から自主的な届出があったという。それが近頃ではあまり届出もなくな不埒である。今後はじかに番所へ呼出すようにするが、それでは困窮するぞと、半ば脅迫的である。しかし、その文脈には、惣代廃止に絡む幕府と質屋の微妙な関係が暗示されている。また、すでに絶対的な財政窮乏に苦しむ下級武士層を抱える幕府にとつて、右の事実はある程度黙認せざるをえないものがあり、ここでは形式的な触書による徹底化を強調するに止まった。しかし、そこには幕府の江戸町方支配全体に関わる問題が含まれており、とくに市中の防犯警備体制の根本的な見直しを必要とした。そし

て、その実行には八代將軍吉宗による享保改革を俟ねばならなかったのである。

吉宗の登場は、名君としてだけでなく、改革を断行する優れた政治家としてのそれであった。その補佐役でしかも能吏で知られる町奉行大岡越前守忠相との町政改革の多くは、つねに実態調査を踏まえたものであった。そして、ここではすでに農業専一から商品経済への参画を遂げつつある農民と新興商人との分離をはかり、幕府自らが農村と都市をそれぞれにおいて掌握することが改革の主眼であった。また、台頭してきた新しい都市商業資本の担い手たる商人の掌握は、商品流通の支配統制でありながら、その内実は商人層への経済的依存にも継った。そして、都市商業の起立と営業形態の特性が、つねに地縁的な集居形態と関連することによって、江戸の商業は都市の町方支配とも多くの点で重複するところがあつた。

質屋仲間の再編とそれに対する支配統制も基本的に右のような改革の一環として実行された。享保五年には、新鳥越三丁目兼名屋条助ら三名を願人とする惣代復活とその見返りとしての上納金申出の訴願もみられたが、幕府はこの頃すでに町方支配の再編のうち質屋など八品商を位置づけていたようである。⁽¹⁴⁾

すなわち、農村からの人口流入により、江戸市中の人口は増大し、必然的に都市周縁部の村々も町屋化して市中の町数も増加をたどる一方であつた。正徳三年には場末の百姓地を町屋化して町並地に編入し、その後明和七年にはその支配も古町並の扱いをうけた。そして、町場の増加に従って、町名主の人数も増えていた。

ここに旧来からの草創名主を含め、町名主はすでにかつての名譽職的性格から、實際の町政担当者としての役割が重視され、その実務はかなり繁雜多忙になってきたと思われる。しかし他方、名主には役料がつき、礼金等による雑収入も結構の額であった。⁽¹⁵⁾ 正徳期には市中の惣町を組分けして年番名主制がとられ、その体制は享保七年の新たな番組再編まで続いた。そこに幕府による町方支配の見直しが意図されていたことは明らかである。享保七年四月七日、町年寄奈良屋市右エ門は名主たちに次のような幕府からの内命を伝えている。⁽¹⁶⁾

町中名主人数多く、不埒成も有之、町入用多相掛り候二付、此以後新名主不致出来、只今相勤居候名主共之内、相果候歟、名主役差上候跡は、隣町名主の支配に相付け、名主人数減じ候様、御奉行所も被仰渡候

すなわち、数ある名主には、町入費を着服して、不当な利益を得る者もあつたらしく、今後は新規の名主を認めず、その名跡は一代限り、支配は隣町名主の附支配にするという、いわば名主削減策が打出された。しかし、奈良屋もこの内命には反対であつた。その理由は、草創名主、古町名主はもとより、江戸の名主には代々世襲の者が多く、老年や病氣、死亡等で親が引退すれば、倅や養子が名跡を継ぐよう町人達が願上るのが現実であつた。もし一代限りとすれば、他に商売の無い名主は、生活に難儀するだろうとも述べている。名主側も勿論反対したが、結果は名主側からの十二項からなる自己規制を条件に、従前通りとの許可を得た。そして、これを契機にして名主番組の編成となる。⁽¹⁷⁾

八品商としての質屋

沓組之内申合、或三人宛五ヶ月程当番致し、別而可申談候、一ヶ月二沓度惣組当番斗寄合候日を定、寄合候而、双方一同二事を勤候様可申合候、其趣を沓組寄合之日可請候事

すなわち、名主側は各組二、三名の当番を置き、毎月一回惣組当番による寄合を開き、事務処理にあたるという。ここでは幕府の町方支配統制を脅威にうけとめ、自己規制する名主側の対応がみられ、申合せに反した名主があれば、その旨封書を以て奉行所へ通告するとまで誓約している。

そして、享保七年六月、浅草御蔵土手之内稻荷別当福祥院において、惣組当番寄合がもたれ、十七番組から成る名主番組制度が施されたのである。別表(1)はその編成であるが、他に番外の新吉原が含まれた。また、後述の八品商の番組編成を併記してみた。当時の惣町数に比して名主数二六四人は少なく、附支配が多数あつたことを暗示するが、逆に名主二人の町もみられた。次年には名主数が四名増えており、その数がなお一定してないことを窺わせる。そして、これら町名主から数人の年番名主が選ばれ、実際には一年交替でその任にあつた。右のような町名主の整備再編をふまえるようにして、享保八年二月、町年寄によつて質屋、古着屋并古着買、小道具屋并唐物道具屋、古鉄店売并古鉄買、古道具屋の五品の商人について、各町名主の支配切りにおいて人別を改め、樽屋役所へ届出るよう事前調査が実施された。⁽¹⁸⁾ それは右の諸商売の無い町方についても報告させており、各商売筋の帳面には店持、振売の別も明記させている。このように各商売筋ごとの名前改帳の提出が進められる中、同年四月十二日「紛失物吟味之儀

別表(1-1) 町方名主と八品商売人の番組編成地域

『正宝事録』第二卷1838番
1900番史
学 第五十一卷 第四号

番組	町方名主番組範囲(享保7年7月)	町数 合計	名主数
1	本町, 本銀町, 鎌倉町, 三河町, 新革屋町, 本両替町, 品川町, 品川町裏河岸, 室町, 本船町, 本町四町目, 鉄炮町, 大伝馬町, 小網町, 北新堀町, 堀江町, 新材木町	17	17
2	葺屋町, 堺町, 新乗物町, 通油町, 村松町, 田所町, 長谷川町, 紺屋町老町目, 同三町目, 横山町老町目, 同二町目, 同三町目, 横山同朋町, 亀井町, 高砂町, 小伝馬町, 馬喰町, 元大坂町	18	18
3	平右エ門町, 茅町一町目, 同二町目, 旅籠町, 猿屋町, 元鳥越町, 福富町, 三好町, 黒船町, 阿部川町, 橋場町, 三谷町, 下谷通新町, 諏訪町, 駒形町, 並木町, 三間町, 田原町, 東仲町, 材木町, 山宿町, 聖天町, 田町, 南馬道町, 六軒町, 浅草町, 新鳥越町, 今戸町	28	30
4	万町, 西河岸町, 通一町目, 平松町, 本材木町, 佐内町, 箔屋町, 新数寄屋町, 檜物町	9	9
5	大鋸町, 南伝馬町一町目, 同二町目, 同三町目, 桶町, 五郎兵工町, 畳町, 柳町, 具足町, 本材木五町目, 鈴木町	11	11
6	加賀町, 惣十郎町, 竹川町, 尾張町, 南佐柄木町, 出雲町, 弥左エ門町, 西紺屋町, 弓町, 南鍋町, 木挽町, 滝山町, 銀座町	13	14
7	南新堀町, 南新堀浜町, 南新堀銀町, 東湊町, 松屋町, 南小田原町, 舟松町, 本八町堀町, 上柳原町, 幸町, 佃嶋, 金六町, 長崎町, 南茅場町, 北紺屋町	15	15
8	芝口二町目, 同三町目, 源助町, 露月町, 柴井町, 宇田川町, 神明町, 新網町, 中門前町, 桜田兼房町, 同備前町, 同鍛冶町, 同伏見町, 同久保町, 天徳寺門前町, 葺手町, 富山町	17	17
9	金杉町, 本芝町, 西応寺町, 新馬場町, 松本町, 森本町, 飯倉町, 麻布永坂町, 同宮下町, 麻布町, 三田同朋町, 三田町, 芝田町, 車町	14	15
10	市兵工町, 谷町, 今井町, 白金台町, 永峯町, 品川台町, 猿町, 高輪町, 広尾町, 宮益町, 道玄坂町, 竜土町, 桜田町, 白金台町, 元赤坂町, 赤坂伝馬町, 赤坂一木町	17	20
11	連雀町, 松田町, 蠟燭町, 雉子町, 堅大工町, 永富町, 多町, 鍛冶町, 通新石町	9	9
12	神田旅籠町, 佐久間町一町目, 同三町目, 湯島町, 本郷一町目, 同二町目, 同三町目, 同四町目, 同五町目	9	9
13	明神門前町, 明神下同朋町, 天神門前町, 下谷同朋町, 長者町, 上野町, 下谷山崎町, 御切手町, 池端七軒町, 谷中片町	10	10
14	小石川春日町, 小石川仲町, 富坂町, 伝通院門前町, 金杉水道町, 戸崎町, 菊坂町, 駒込片町, 浅賀町, 白山前町, 巢鴨仲町, 巢鴨原町	12	13
15	市谷田町, 同八幡町, 同本村町, 元飯田町, 麩町, 谷町, 四谷伝馬町, 鮫橋谷町, 元鮫橋町, 牛込払方町, 御納戸町, 山伏町, 御細工町, 御簞笥町, 肴町, 小日向水道町, 牛込水道町, 改代町, 関口水道町, 青柳町, 大塚上町, 大塚町, 小石川御簞笥町, 小日向清水谷町	24	26
16	本所相生町, 緑町一町目, 花町, 林町二町目, 同三町目, 柳原四町目, 茅場町, 徳右エ門町, 入江町, 清水町	10	10
17	深川元町, 海辺町, 清住町, 佐賀町, 相川町, 熊井町, 富吉町, 黒江町, 大嶋町, 猿江町, 越中嶋町, 久右エ門町, 三拾三間堂町, 木場町, 平野町, 中嶋町, 南本所町, 北本所町, 中之郷町, 小梅町, 本所松倉町	21	21
	計	254	264

八八(五二二)

別表(1-2)

番 組	八品商売人番組範囲(享保8年4月)	名 主 数
室 町 組	室町 ^ノ 大伝馬町 ^ノ 辺本石町, 鉄炮町迄	17 他に(月行事2)
小 伝 馬 町 組	小伝馬町 ^ノ 壱町目 ^ノ 堀町, 高砂町, 富沢町, 浜町, 村松町, 米沢町, 橋町 ^ノ 辺神田紺屋町, 岩井町, 橋本町, 馬喰町迄	18
浅 草 組	平右エ門町 ^ノ 浅草筋通新町迄	30
神 田 組	三河町 ^ノ 須田町, 松田町, 白壁町 ^ノ 迄	10
本 郷 組	佐久間町 ^ノ 下谷本郷小石川町, 巢鴨駒込谷中迄	32
日 本 橋 組	通壱町目 ^ノ 同四町目迄	9
中 橋 組	南伝馬町 ^ノ 壱町目 ^ノ 三町目迄	11
京 橋 組	銀座壱町目 ^ノ 出雲町, 木挽町迄	13
靈 岸 嶋 組	南北八町堀 ^ノ 鉄炮洲 ^ノ 辺佃嶋迄	14
芝 口 組	芝口町 ^ノ 壱町目 ^ノ 浜松町四町目分桜田 ^ノ 迄	18
本 芝 組	本芝町, 金杉町, 高輪町迄	14
四 ツ 谷 組	麩町 ^ノ 飯田町, 市谷牛込小日向大塚 ^ノ 迄	26
麻 布 組	市兵エ町, 渋谷下高輪品川台町 ^ノ 迄	16
赤 坂 組	赤坂伝馬町, 青山 ^ノ 迄	4
深川南・北本所組	佐賀町, 富田町, 本所元町, 中之郷亀戸迄	22
本 所 堅 川 組	尾上町 ^ノ 林町, 緑町, 吉田町 ^ノ 迄	10
新 吉 原 組		4 他に(月行事1)
	計	268 他に(月行事3)

八品商としての質屋

自今は相改組合申付候間左之趣相心得吟味可仕候」として、その後八品商組合結成の原点となる町触が出された。次にそれを質屋に關するものについてみよう。

町中質屋、古着屋十人程宛組合、右之内月行事老人順番定置、紛失物吟味之節、当番之月行事并其町々月行事立合、触書を以、組合之内相廻、帳面吟味可仕候、組合人数不足之所は、隣町と組合、名主共之内当番を相立、不吟味無之様ニ可申渡候、名主一支配之所は、支配切ニ可仕候、質屋、古着屋共帳面吟味之上、其品於有之は、早速奉行所江可申出候、無之候ハハ、右両人之月行事其帳面ニ印形仕置、其上名主共方ニテ帳面吟味可仕候、組合相廻候儀、他町々無遠慮相改可申候、若及異儀候者有之候ハハ、奉行所江召連可罷出候、勿論名主も其趣可

八九(五一三)

相心得候、右改方不吟味之筋相聞候ハハ、其当番之月行事、名主共、急度可申付候但質屋、古着屋共帳面質物又は買取候品模様付等迄、委細留置可申候、帳面之儀は、紙数相改、名主押切申付候間、此外紛敷帳面拵申間敷候、且又吟味之節、名主方ニ帳面永留置不申、改次第早速相返、商売之障ニ不成様ニ可仕候

すなわち、かつて惣代のあつた質屋と古着屋には、紛失物改方を嚴重にするため、改めて各十人程を単位とする組合結成を命じた。そして、そのうちから月行事一人を輪番で定め、紛失物吟味には各町々の月行事一人とともに品觸をもつて仲間を廻り、帳面の吟味改めにあたつた。盗物等紛失物が発見されれば勿論のこと、未発見でも両月行事の印形を必要とし、更にそれを名主が改めた。月行事は他町の仲間をも自由に廻り吟味する権限をもち、町名主はそれを了承していた。また、帳面には質物や買取品の詳しい特徴を記し、帳面の紙数を改め、名主押切(割印)を申し付けるなど、その内容はかなり嚴重であつた。しかし一方で、商売障わりを懸念して、吟味後は帳面を速かに返却するよう指示している。

素人ニ而刀脇差其外質物ニ取候者共、質屋名題出置候者は勿論、名題無之者も質取候類は、同前之筋ニ候間、此度組合江入可申候、若内々ニ而質物等取、及出入候而も取上無之候、尤盗物等取置、後日相知候とも、急度可申付事

但屋敷方江出入仕、無抛訳ニ而当分之金銀之替ニ質物取置候類は、其品支配之名主方江相届置、紛失物有之節、吟味

を請可申事

ここに、素人あるいは名題の有無に拘らず、質取する者は必ず仲間加入を厳しく義務づけた。秘かに営業したり、盗物を質取りしたら罰せられた。そして、ここでも注目すべきは刀脇差の類が質取りされている点であり、それは但書と関連する。すなわち、武士屋敷に出入して「無抛訳ニ而当分之金銀之替ニ」質取りする例が頻繁にあつたらしく、その時は質物を名主へ届け、そこで吟味をうけるよう別扱いにした。この事実からも、すでに日常的な財政窮乏にあえぐ旗本・御家人等下級武士層が質屋の上得意であつたことが察せられる。

その他、小道具等道具類を扱う商売も、吟味改めは質屋とほぼ同様であるが、さらに住所不定の振売りからの買取りは禁止された。また、古鉄商も同様の仲間結成を命じられ、営業には鑑札を必携とした。それらは明らかに八品商としての特性に基づくものであつた。

右のように、享保八年に至って、いわゆる八品商は元禄期以来の盗物紛失物吟味改を基軸とする方向を町方支配の一環の中でさらに強化されることになった。それは明らかに江戸市中の防犯警備を意図したひとつの都市政策を背景にしていた。都市商業の多くが、その起立と発展において、つねに何らかの地縁的結合を必須要件としており、その点で八品商も行政的な利用に値したのである。

そして、町名主の管下におかれた質屋の名前改帳の作成は、当初三通とされたが、結局惣町中向寄くにおいて、四通作成され

別表(2) 享保八年における八品商売人数

『大日本近世史料八』より

業種	組数	人数	B/A
	A	B	
質屋	253	2,731	10.7
古着屋(仲買共)	110	1,182	10.7
古着仕立屋(仲買共)	17	200	11.7
古着買(仲買共カ)	130	1,407	10.8
古着中買	20	238	11.9
同木綿古切下ヶ店			
同振うり, 同せりうり			
同切うり, 同三ツ物振うり			
同ほろかい			
古道具屋	209	2,335	11.1
唐物屋	15	128	8.5
小道具屋	49	511	10.4
小道具辻うり・中買	4	62	15.5
小道具取うり	3	32	10.6
古鉄屋	75	793	10.5
古金買	101	1,116	11.0
古金中買・辻売	8	88	11.0
古金振うり	2	16	8.0
合計	996	10,839	

八品商としての質屋

た。そのうち二通は両町奉行所、樽屋役所と番組名主が各一通を所持した。そして、先の町触に従って同年五月十八日、浅草福祥院での惣名主寄合に於て、質屋など八品商売人の名前帳が提出された。その際、向寄の町々十人程の組合を小組と称し、それらをいくつか合わせ、惣町中向寄組分けを十七組結成して、これを大組と称した。(別表1-2)これは先の名主番組と同数であるが、部分的に地域の重複をみるものの、基本的にはそれぞれ別の区割

をもつ。別表(1)のように、名主番組は番号による呼称であるが、八品商では「何所組」と地区別に呼称した。そこには町名主による地縁的な統制をうけながら、その枠に収りきれない八品商としての特性があった。すなわち、八品商売人は各町々に散在して営業しており、その形態も店売り以外に振売りもあり、さらに何よりも古物を売買するところに独自の番組編成を必須にしたのである。

そして、別表(2)はこの時に実施された八品商売人の人別改の結果である。小組の数は九九六あり、先の指示どおり一組十人程で結成されている。また、この年には町奉行による江戸市中の人口調査が行われたらしく、町方支配町人惣人数高も書上げられている。因に、その町人総数は四五万九八四二人(男二九万二七九人、女一六万九五六三人)とあり、その他にほぼ同数程度の武士僧侶等も居住していたと思われる。この点からも江戸市中における八品商売人の割合はかなり高く、これらの業種を通じての町方支配は、十分考えうることであったと云えよう。

このようにして八品商としての質屋は、早くから幕府の都市政策、とくに市中の防犯警備体制のうちに位置づけられ、その緊張の中で営業形態も体裁を整えてきた。それは質屋の実態調査をふまえた享保改革における組合再編によって、さらに一層強調されるものとなっていた。すなわち、町方支配の一端を担う業種

としての質屋は、その後、直接の町政担当者である町名主等と密接な関係を維持することを必須とした。そして、そこには次節以下のような質屋営業の具体的な様相がみられたのである。

註

- (1) 『正宝事録』番号一八七九 享保八年二月十四日の町触では、質屋、古着屋古着買、小道具屋并唐物道具屋、古鉄店売并古鉄買、古道具屋の五品として人別改を行っている。
- (2) 右掲書、四三、七一、七八、八九
- (3) 『嬉遊笑覧』(四) 日本随筆大成・別巻
- (4) 『正宝事録』四一二
- (5) 『徳川時代警察沿革誌』上巻・二一六頁(財団法人・警察協会編)
- (6) 『正宝事録』七八九
- (7) 『江戸質屋会所記録』全十五卷(慶応義塾図書館蔵)なおこれは木版刷になっており、やはり質屋会所から各質屋へ配布されたものであろうか。
- (8) 『正宝事録』八六八、八六九
- (9) 右掲書・九七六
- (10) 右掲書・九七九
- (11) 右掲書・一〇一六
- (12) 右掲書・一〇一九
- (13) 右掲書・一一二一、一一三九
- (14) 右掲書・一七四〇
- (15) 幸田成友『日本経済史研究』所収「武士と町人」、「江戸の名主」参照(幸田成友著作集第一巻)

- (16) 『正宝事録』・一八三八
- (17) 右同番号町触
- (18) 右掲書・一八七九
- (19) 右掲書・一九〇〇
- (20) 幸田成友「江戸の町人の人口」(幸田成友著作集第二巻)参照。

三 江戸の質屋営業

前節において、元禄五年の質屋惣代と会所の設置及び質屋仲間の結成からその廃止に至るまでを八品商としての質屋のいわば前史として述べてきた。また、その後の享保改革における町方支配の再編成の中で出された享保八年の八品商の番組再編にまつわる町触は、それ以降幕末に至るまでの八品商の原点となった。

ここで資料としてとりあげる慶応義塾大学図書館所蔵『江戸質屋会所記録』全十五卷は、すでに幸田成友博士が『日本経済史研究』の「質屋」において部分的に紹介されており、また鈴木亀二氏『近世質屋史談』にも紹介されている。¹⁾示唆に富む先学の研究に学びながら、本稿では先の視点をふまえて、とくに町方支配との関連においてこの資料をみていきたい。それはまた幕藩体制における江戸市中の商業的特性の一端を知ることでもある。

この『江戸質屋会所記録』(以下『記録』と称する)には、例の元禄五年の町触から始まって、月行事帳、組合帳、集銀控等種々の表記をもつ帳面十五冊が収載されており、三つの帙に収められている。年代的には元禄期から幕末維新时期まで長期にわたるが、

別表(3) 小日向水道町周辺の質屋組合・員数の変遷

『江戸質屋会所記録』より

年次	員数	備考
元禄5 (1692)	31	質屋中手形之事 <small>ぶ</small>
享保7 (1722)	21	質屋組合帳 <small>ぶ</small>
元文3 (1738)	12	質屋組合仲間覚 <small>ぶ</small>
延享3 (1746)	7	質屋仲間帳 <small>ぶ</small>
明和9 (1772)	7	上納金から換算
安永2 (1773)	6	"
?		
安永4 (1775)	6	"
安永8 (1779)	8	"
?		
天明2 (1782)	8	"
天明9 (1789)	7	毎月集銀控 <small>ぶ</small>
寛政元 (1789)	8	"
寛政7 (1795)	7	"
寛政11 (1799)	6	"
文化3 (1806)	8	組合費 <small>ぶ</small> 換算
?		
文化7 (1810)	8	"
文政7 (1824)	6	"
文政8 (1825)	5	"
文政8年5月	4	"
?		
文政11 (1828)	4	"
天保7 (1836)	4	"
天保9 (1838)	5	"
天保12 (1841)	5	"
嘉永6 (1853)	5	"

記載は断続的である。ただ、記録として一応の体裁を整えてくるのは、やはり享保八年頃からといえる。⁽²⁾
 また、この『記録』は、地域的に小日向水道町(現・文京区小日向二丁目)を中心にした向寄の町々によって結成されたいわゆる小組の記録と思われる。その所属する町組としては、麴町より飯田町市谷牛込小日向大塚辺迄を範囲とする四ツ谷組に属していた。また、先の名主番組としては、十五番組にあたり、そのうち小日向水道町・同三軒町・同五軒町・同東古川町・同八幡坂町の町々は附支配で飯塚三四郎が、清水谷町は弥兵ぶが名主として判明している。⁽³⁾

この『記録』にみる各年次ごとの質屋人数は、確定できる限り、別表(3)の通りである。人数にかなり著しい変化をみるが、それは当時の社会経済の変化によるばかりでなく、むしろ番組編成の範囲にも移動があったためと思われる。人数的には元禄五年の三六人を筆頭とするが、その頃の範囲はかなり広範にわたったようである。そして、享保七年九月の段階では、小日向台町、同五軒町、同三軒町、同東古川町、同水道町、同八幡坂町さらに音羽町九町目の町々の範囲で月番組を結成しており、その質屋人数は二人であった。そして、享保八年以降は先のとおり十人前後の小組結成が促進されている。

明和七年には後述のように質屋も幕府により株立を命じられ、その人数は一定に抑制されていた。しかし、すでに元禄期から組合仲間を結成していた質屋にとって、この点がどのように影響したかは不明である。その後天保十二年には、いわゆる天保改革の物価抑制策の一環として問屋組合解放令が出され、八品商にも翌年五月に実施され

た。しかし、この解放令も都市商業を混乱に陥れるだけで、肝心の物価抑制には何んら効果をあげないまま嘉永四年の諸問屋再興がはかられることになる。

そして、現在、国立国会図書館所蔵の旧幕府引継書のうち、『八品商名前帳』(以下『名前帳』と称する)はこの嘉永四年からの諸問屋再興調時において作成された八品商売人の名面帳である。ここでは資料の詳しい解題を省略するが、全四六冊から成る名前帳の記載内容は、名前(屋号はほとんど無い)、町名、居住形態を基にその他、譲渡、相続、改名等が注記されているものもある。各冊には殆んど次のような前書が記されている。⁽⁴⁾

此度問屋組合之儀文化以前之通再興被仰付御調之上八品商売人現在人数名前帳奉差上候以後組合ヲ立八品之内各品ツツ同売買人拾人程ツツ組合諸事御触面之趣相守紛失物改方入念相互ニ陸合実直ニ渡世可仕候新規加入又ハ讓替休業共其時々奉願御差図請可申候

右のように、再興時の八品商の組合再結成は、基本的に享保八年のときと同様であった。『名前帳』の作成にあたって出された町年寄の上申書では「八品商売人之儀は、多人数ニテ取調中入狂有之候」として、八品商は人数も多く、増減も激しいことを示唆しており、さらに事務簡素化のために、従来の組分け変更について次のように提案している。⁽⁵⁾

前々組分け之儀、三拾貳組ニ有之候処、多人数之儀ニテ、度々之火留人去ル丑年御改革以来散乱仕、前々之組合ニ取極候而者入混、紛失物改方弁利不宜候ニ付、此度再興被仰付候得

は、名主共番組ニ仕、壹番々貳拾壹番組并品川、新吉原町と組分け仕、組銘相立、此内訳八品之内、壹品宛同売買人拾人程為組合、紛失物御触有之候節、調方仕候得は、弁利宜可有御座奉存候

すなわち、従来すでに三二組に区分けされていた八品商独自の番組編成を各町名主の支配切として徹底化するために、惣町の名主番組に准じて編成することを唱っている。そのうえで各商売筋にて十人程の小組を結成するのは従前通りとした。それは明らかに八品商がこの時もなお「紛失物改方肝要之渡世柄」であったことを示し、また「紛失物改方弁利宜」しきための措置であった。しかし『名前帳』では、初めから番組記載の無いもの、不明のもの、番外を欠くもの等種々である。ただ、質屋については、先の別表(2)で、人数(B)二、七三一人、組数(A)二五三とあり、すでに各十人程の小組が結成されていた。そして、『名帳帳』では名主番組に従って、二一組と番外の品川、新吉原を含んだ形でいわゆる大組編成をとっている。しかし、各大組人数はハッキリと確定できてない。そして、別表(4)は、この『八品商名前帳』を各商売筋ごとに分別し、さらにその居住形態ごとの数字もあげ、パーセントを示したものである(休株を含む)。そのうち「再興調」とあるのは、先の上申書に付記されていた新古現在人数を示すもので、これは享保八年以降、天保十二年に問屋組合の解散が命じられた折に「御差止」になるまでの人数に、その後の新規加入者を加えた人数の総数と考えられる。その数はいずれの業種も『名前帳』の実数より多く、総数では二七〇〇余人も多い。

別表(4) 江戸市中・八品商売人・人数及び居住形態

出典：『八品商名前帳』
『大日本近世史料八』
『質・古着・古鉄三商上報』

居住形態 (%)	業種	唐物屋	質屋	古道具屋	小道具屋	古着屋	古着買	古鉄屋	古鉄買	合計
家主		3人 (5.0)	321人 (18.1)	553人 (15.8)	105人 (14.9)	271人 (17.5)	154人 (15.8)	104人 (16.3)	131人 (18.6)	1,642人 (16.6)
家持		5 (8.4)	497 (28.0)	75 (2.1)	35 (4.9)	93 (6.0)	31 (3.1)	30 (4.7)	27 (3.8)	793 (8.0)
地借		35 (59.3)	740 (41.8)	378 (10.8)	229 (32.5)	432 (28.0)	172 (17.6)	189 (29.7)	77 (10.9)	2,252 (22.8)
店借		10 (16.9)	117 (7.5)	2,245 (64.5)	290 (41.2)	648 (42.0)	546 (56.1)	280 (44.0)	413 (58.8)	4,549 (46.1)
五人組持地借		2 (3.3)	79 (5.1)	29 (0.8)	18 (2.5)	42 (2.7)	17 (1.7)	19 (2.9)	10 (1.4)	216 (2.1)
五人組持店借		4 (6.7)	16 (0.9)	200 (5.7)	26 (3.6)	54 (3.5)	53 (5.4)	13 (2.0)	44 (6.2)	410 (4.1)
合計		59 (0.597)	1,773 (17.96) 地守2 拝領地主1	3,480 (35.28) 欠3	703 (7.13) 欠1	1,540 (15.60)	973 (9.86) 欠1	635 (6.44) 欠1	702 (7.11)	9,871 (地欠含)
諸問屋再興調時 (嘉永5)		66 (0.52)	2,075 (16.4)	3,672 (29.1)	806 (6.3)	2,103 (16.6)	1,884 (14.9)	964 (7.6)	1,047 (8.2)	12,617
三商上報 (文久3~慶応2)		28 (0.42)	1,487 (22.5)	2,550 (38.6)	409 (6.1)	1,179 (17.8)	339 (5.1)	409 (6.1)	196 (2.9)	6,597

別表(5) 嘉永4年・小日向水道町周辺にみる八品商売人

『八品商名前帳』より

	質屋	古道具屋	古着屋	古鉄屋	古鉄買	計
小日向水道町	1(家主)	5(家主2 店借3)	3(家主店借 地借)	3(店借)		12
清水谷町	1(家主)	2(店借)	1(家主)	1(家主)	1(家主)	6
東古川町	3(家持)	1(店借)	3(家持1 店借2)	1(家持)		8
台町	1(家持)					1
三軒町	1(家持)					1
清水院門前	1(家主)					1
金剛寺門前	1(店借)	2(家主 店借)				3
音羽町九丁目			1(家主)		1(家主)	2
計	9	10	8	5	2	34

別表(6) 嘉永4年・他所居住の江戸八品商売人

『八品商名前帳』より

唐物屋	5	江州(2), 信州, 三州(各1), 他 府内(14), 勢州, (11), 野州(5) 江州(4), 三州, 道州, 草加, 宇都宮(各2)
質屋	46	
古道具屋	0	
小道具屋	1	
古着屋	5	
古着買	4	
古鉄屋	4	
古鉄買	0	京都(1)
計	65	府内(2), 勢州(3)
		京都, 江州, 勢州(各1), 他
		府内, 江州, 武州(各1), 他

また、右の『名前帳』から、先の『記録』にみる町名の範囲において該当する商人を抽出すると、別表(5)のように、八品商のうち五品商についてその存在を確認できる。質屋について先の別表(3)と人数が一致しないのは、番組編成がハッキリと確定できないからである。次でその他の諸点について、とくに質屋を中心にみていきたい。

まず、その居住形態をみると、この別表(4)から明らかなように、江戸市中全体には地借の質屋が最も多く、また他の七品商に比して家持もかなり多くみられ、家主と合わせるとその数は質屋総数の半分に近い。このことは居住形態がある程度その営業形態と経営規模とに関連することを暗示しており、実際に質屋は一定の資本を必須としたのである。また、ここでは町方組持になるいわゆる五人組持の地借、店借の存在も目立ってきている。その他、居住形態と関連して注目されることは、店を店支配人に預けて、実際の株持ちの主人が他所に居住する者の存在である。別表(6)の如く、これも質屋が群を抜いて多く、その内には御府内(市中)での他所住いも多いが、合計四

別表(7) 両替屋からみた質屋兼業

嘉永7年・安政4年『両替地名録』より

番 組	神三世																											上野 領	返 松 寺 領	合 計				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27							
嘉永七	総数	54	38	36	10	16	18	6	10	30	12	18	10	27	15	33	16	9	33	24	26	53	31	14	16	10	21	25	4	9	15	4	16	759
	兼業数	46	34	30	10	16	15	5	10	30	10	17	9	25	/	28	/	9	31	19	24	51	27	14	16	/	21	24	/	9	/	/	/	530
安政四	質屋兼業	4	7	4	1	5	4	1	5	8	6	8	6	7	/	6	/	6	10	6	6	19	5	3	5	/	5	12	/	6	/	/	/	155
	総数	53	38	36	9	13	19	5	11	33	13	21	10	28	16	34	15	10	34	26	27	51	34	16	17	10	19	27	4	9	16	4	658	
安政四	兼業数	43	32	28	8	13	15	4	10	27	9	17	7	22	/	28	/	9	26	17	21	42	27	14	15	/	18	24	/	9	/	/	/	485
	質屋兼業	4	5	4	1	3	4	1	5	7	6	8	5	7	/	6	/	6	9	6	6	14	8	3	5	/	3	12	/	6	/	/	/	144

六人を数える。そのうち伊勢地方からの出身者の多いことは、他の江戸商業と同様と思われる。そして、これらの傾向は小日向水道町とその周辺の町々でも同様であった。

次に、幕府が八品商としてまとめて扱う限り、八つの業種には当然ながら営業上の共通性がみられ、それゆえにそれぞれ兼業の可能性をもつことが予想される。屋号を欠く『名前帳』から兼業形態を確定することは困難であるが、名前、住所、居住形態の三つの要因を充たすことを条件にすれば、ある程度の推察が可能である。しかし、他町で営業している場合等もあり、その点からも正確を期することは出来ない。この種の商人名前帳の類で、資料

八品商としての質屋

的にも兼業を確定できるのは、私見では『両替地名録』のみである。⁽⁶⁾ いわば両替屋の名前帳としての性格をもつ『両替地名録』には、いずれも諸問屋再興後の嘉永七年版とその改訂版ともいえる安政四年版との二種がある。詳しい問題を省くが、番組ごとに記された名前には、もと／＼兼業の付記の無い番組もあるが、殆んどに兼業の付記がみられる。別表(7)は、いわば両替屋の側からみた質屋との兼業状況を示す。

右からも明らかのように、いわば銀行的業務と市中の金融機能的な機能とを合わせもつ両替屋は、もともと極めて専業率が低く、その多くは職業的な利点を活かして兼業していた。業種的に

は酒屋を兼業する者が最も多く、次いで質屋を兼ねる者が多い。両替屋という職業柄、質屋との兼業が多いのは当然と云えよう。そして、その分布は市中全域にわたっていることも特徴的である。それもまた、質屋のもつ商業的特性に因るといえよう。

八品商間の兼業は、先の不十分な条件のみでは疑問点が多く、ここには試算さえ提示しえないが、ただ傾向としては、質屋と古着屋との兼業事例が最も多い。これは先述してきた町触等からも明らかのように、両者は時々同列に扱われてきた。次に、質屋、古着買そして古鉄買の三業種を兼ねる者も多く、なかには七業種を兼ねている者も一例みられた。その他の業種ではむろん古着屋古着買、古鉄屋古鉄買の兼業が目立った。

さらに、居住形態に関連した質屋の商業的特徴は嘉永版『両替地名録』では、質屋兼業者のうち家主十六、家持五一、地借八六店借一との数字を示している。この傾向は、安政版にもみられ、また『記録』にみる小日向水道町周辺の町々において、家持・家主クラスが多いのもほぼ同様であった。また、東古川町には質屋と古着屋を兼業する者がみられ、他の業種においても数軒その可能性をもつ者がみられた。

以上のように嘉永の諸問屋再興期ではあるが、八品商としての質屋の存在形態の諸特徴をふまえて、次に、いわば小組の事務的な諸帳面である『記録』のうちから、質屋営業の具体的な諸相をみて見よう。

この『記録』の第一巻は、先掲した元禄五年の町触とその請書である「質屋中手形之事」である。第二巻は享保八年五月十七日

の日付をもつ「質屋月行事帳」で、押切は無いが「紙数式拾枚」と表記しており、管理の厳重さを窺わせる。冒頭の「定」には「此度紛失物御尋之節仲ケ間月行事式人町内月行事老人立合」とあり、質屋側から式人、町方から一人合計三人の月行事による紛失物改めが指示されている。その他、名主からの品触や置主請人制等は、先の町触の通りである。そして、具体的な内容は月毎に質屋側の月行事の名面と印形が記されている。

第三巻には「質屋組合帳」と表題されているのみで、「定」には宝永五年十月の年記があり、第二巻より以前の年代を示す。この時点にはすでに質屋惣代は廃止され、その支配は町名主に委ねられていた。この「定」ではとくに仲間への加入、廃業の届出義務を強調しているが、注目すべきは次の新規加入の規定である。

新規仲間入之義者連衆江樽代金式両被差出其上ニテ弘之可被致振廻候又譲り名代之義ハ其讓主と相對ニテ受取仲間江樽代金式両可被差出候事

右の樽代金式両は、いわば仲間加入に際しての披露謝礼金の性格をもつもので、いわゆる株立にみる株金ではない。質屋の株立による営業は、後述のように明和七年からである。それ故に、この加入金の額は一定しておらず、組合によって異ったと思われる。ここでの新規加入は連衆への樽代金の他、弘め振舞いを慣例とした。また、名儀譲渡による者は讓主との相對を原則とし、仲間へはやはり樽代金式両である。先の享保八年の町触では「新規ニ商売ニ取付候者ハ、其最寄之組合江入可申候事」を明記しており、さらに「組合加入之儀ニ付物入等相掛不申様」に贅沢な振舞

いぶりを暗に戒めている。

第四巻の寛保二年十月の「質屋組合帳」では、この新規加入の
手続きもかなり具体的になってくる。すなわち「質屋行事江相頼
其上行事惣仲間江申聞其上仲ケ間得心被致候ハハ名主江相頼御
入可被成候」として、月行事から惣仲間への旨が伝えられ、そ
の得心があつて後、初めて町名主の許可を得たのである。また、
弘め振舞いについても二汁五菜、箱肴二重とまで具体的に規定さ
れた。さらに「質屋新入之節進上目録之覚」として、名主へ金貳
百疋、名主の下役で書記となる書役へ鳥目三十疋、手代である定

使へは鳥目貳拾疋を定めており、その他惣仲間への振廻も規定さ
れている。

その後、連判している仲間の構成等から、質屋の株立が実現し
た明和七年十月の年記と解される「定」では、新入仲間金を五両
とし、そのうち三両は仲間への振舞金として差出し、残り貳両は
仲間積金として公用に使用することが定められた。この公用と
は、おそらく名主や書役等への謝礼金と思われる。

そして、右の規定はさらに安永六年七月になって新規加入にか
かる諸経費とともに、かなり具体的に定まる。すなわち、「名主様

別表(8) 組合加入及び移動の諸事例

『江戸質屋会所記録』より

年・月	名前	理由	出費	備考
天明9/2	白子屋庄兵エ	新規加入	加入金、定例目録金=名主(200疋)同肴代(30疋)書役(50疋)	定八と改名
" 9/3	大坂屋弥兵エ	名前書替	同肴代(30疋)定使(20疋)	兼子・安右エ門と改名
寛政2/正	遠州屋安右エ門	相	定例目録金のみ	
" 9/5	上州屋平兵エ	新規加入	加入金、定例目録金	
" 11/3	大黒屋吉五郎	"	加入金、定例目録金	
" 11/11	上州屋平兵エ	名前書替	定例目録金のみ	
" 12/3	□□屋升兵エ	新規加入	加入金、定例目録金	
" 12/4	桔梗屋権左エ門	"	加入金、定例目録金	
文化3/9	大黒屋孫左エ門	商売仕舞		上ケ株へ
文政11/3	九屋清兵エ	相	名主(100疋)書役(30疋)定使(20疋)後見弘め(300疋)	俣徳治郎へ、後見源兵エ
天保6/11	近江屋喜兵エ	"	大仲間(200疋)名主(100疋)書役(30疋)定使(20疋)	弟新兵エへ
" 9/2	越後屋伊兵エ	新規加入	加入株金(5両)弘め(4両2分)名主(2分)手代(2疋)定使(20疋)	大坂屋仁左エ門上り株買請
嘉永6/3	伊勢屋藤次郎	"	組合弘め(3分)加入金(5両)名主(3歩)手代2人(1歩)定使(500文)	

目録」として、名主へ金貳百疋と肴代鳥目三十疋、書役衆へ鳥目五十疋と肴代三十疋、そして定使九兵エへ鳥目貳十疋が差出された。また「新入之節八町堀御掛り之御役人中江左之通差上可申候」として、金百疋を茂市様下役へ、同額を書役衆三人へ、さらに南籾一片を飯田町名主へ差出すことを定めた。市中の防犯警備と結びつく質屋にとって、八丁堀の役人たちとは何かと接触が多かったものとみられる。また、飯田町名主とは、この小日向水道町周辺の町々にとっては、大組の名主にあたる。そして「新入相頼申候ニ付」として、名主へ金貳百疋、専吉様へ金百疋、書役衆へ銀三匁を決めている。これらの規定は、「御上納以後ハ御廻り之御役人中并ニ名主様猶亦右之通差出シ申候」とあることから、質屋への上納金差出しが命じられたことがひとつの契機になって決定されたものと思われる。このような内訳からも質屋は益々町方支配との関係を密にしていたと云えよう。

右は新規加入に関する諸規定であるが、名前譲請もこれに准じたと思われる。しかし、定められた金額は決して守られておらず「近頃猥ニ相成」、そのうえ「其取次之仁勝手次第之取斗」と、かなり乱れた状態が続いていたらしく、天明元年五月には新規加入が金拾五両、名前譲請が金七両貳分と急騰している。そして、天明八年五月には後述のごとく、質屋の上納金は免除されている。

別表(8)は『記録』中に見出せる新規加入、譲渡、書替等における諸経費等を表にしたものである。これらの諸件にはつねに月行事同道のうえ、名主へ申出ることが厳守された。事例がすべて上納金免除後のものであるため、この場合の加入金はその時点で構

成する仲間に割渡されていた。名主等への目録金、肴代(樽代)は、ほぼ先の「定」に准じている。このうち大坂屋弥兵エは天明九年三月に名前のみを定八と改名、その後おそらく大坂屋仁左エ門として引継れ、文政十二年までの営業を確認できるが、その後何時かに商売仕舞して、いわゆる上ケ株となった。そして、天保九年二月に越後屋伊兵エがこの上り株を買請け、先の弘め金を出金して行事同道による名主組合の披露を行い営業を開始した事例である。この事実からも天明八年に上納金制は廃止されたものの、質屋仲間はおおる程度従来からの株仲間としての組織的な機能があつたものと解される。

また、文政十一年三月の丸屋清兵エの事例には次のように付記されている。

丸屋清兵エ殿悴徳治郎殿江質株被相讓候尤茂仲ケ間之義ハ実子讓同様ニ付広メ金無之候 玄関錢広メ之義左之通被差出候 事且又清兵エ殿幼年ニ付後見源兵エ殿ヲ名分ニ相成候 後見広メ被下候者実例之通仲ケ間中江被差出候間則割合上為念印置候 但後見広メ之義ハ名主殿江ハ肴代其外等ハ一切無御座候

右は丸屋清兵エが悴徳治郎へ質株を譲り、おそらく丸屋清兵エを世襲相続させた例と思われる。仲間への弘め金は免除されたが、この清兵エは幼年であつたために後見として源兵エがあたり、その後見の弘め金は金三百疋で、その時の仲間三人に割渡された。玄関と呼称された名主には、弘め御肴代として金百疋を差出したが、後見弘めは不要であつた。その他、樽屋役所へ「印鑑

差出之節」肴代として金百疋を定例通り差出してゐる。

次の近江屋喜兵エが弟の新兵エに家督を譲つた場合には、実子同様の弘めとし、大仲間と称する大組に扇子代、金貳百疋を、そして小仲間と称する小組にはそれが無く、名主等への差出金は先と同様であつた。

伊勢屋藤次郎の新規加入では、玄関への弘め金の増額申出があつたらしく、代理の藤吉からの指図もあつて金三步が決定されている。そして、これには付箋がみられ、それには「玄関を請取書出不申候間藤吉殿差図書為念張置申候事」との註記がある。この『記録』のなかで、すでに文政十一年頃から玄関と呼称されてきた名主は、天保七年頃より年暮金や目録金についてほぼ確実に質屋側へ請取書を提出している。そのことは質屋とその直接の支配者である町名主との関係が微妙に変化してきていることを暗示している。

このように質屋組合への加入にもさまざまな様相がみられた。それは組合内部の秩序維持に継がる統制強化であるばかりでなく、町方との地縁的な秩序への順応を配慮したものである。そして、この点は幕府による江戸市中の都市商業へのトータルな秩序統制と軌を同じくするものであつた。それはまた次の質屋株立の実施のうちにも見出せるものである。

註

(1) 幸田成友『日本経済史研究』所収「質屋」(幸田成友著作集 第一巻)これは中世の土倉を起源とした質屋の編年的な研究

八品商としての質屋

として先駆的である。鈴木亀二『近世質屋史談』は、自らも質屋営業の経験をもたれる鈴木氏ならではの好著で、多くの示唆に富んでいる。

(2) この『記録』においても、享保八年の町触がひとつの起点となつてゐることを暗示している。

(3) 『続江戸砂子』及び『正宝事録』一八三八。

(4) 『八品商名前帳』・国立国会図書館蔵旧幕府引継書のうち。

(5) 『大日本近世史料』「諸問屋再興調八」二五頁。嘉永五年

二月「八品商売人名前帳并組分ケ之儀ニ付奉伺候書付」

(6) 『両替地名録』両版とも財団法人・三井文庫蔵。

(7) 『正宝事録』第二巻・一九〇〇

四 江戸質屋の株立

すでに元禄五年の質屋惣代の設立以来、いわゆる八品商は、江戸市中の防犯警備の一端を補助する商売として、幕府によって少なからず期待されてきた。それはまた享保改革のなかで、名主を中心とする町方支配との連繫によって、整備強化されていった。しかし、これらの諸商売を通じて期待された質物や買取物についての紛失物吟味改の実効は、幕府の期待するほどに挙げなかつたようである。すなわち、すでに享保十一年八月には「紛失物出候事まれに候、畢竟吟味之致方大まかにて、申付候趣未熟仕候間、不相知候、此処後町々逐吟味、紛失物早々可差出候」との町触が見出せる。

そして、その度ごとに提出されるのが、かつての質屋、古着屋

惣代の復活訴願であった。この種の出願に対して、幕府からも樽屋役所を通じて「近頃別而紛失物出方悪敷御座候に付、此以後出方不宜候ハハ、惣代をも可被仰付之旨」が、なかば威嚇的な含みを以て、年番名主へ申渡された²⁾。そして、質屋・古着屋を代弁する年番名主は、元禄期の惣代設置を念頭にしておか「先年之通惣代共我儘成仕方有之、質屋古着屋共困窮可仕儀を迷惑ニ存」として、惣代復活に反対する意向を伝えている³⁾。

その後も享保十八年、元文二年にも同様に惣代を請負いたい旨を出願した者があり、「質屋古着屋惣代願人多有之」という状況が続いた。そして、町年寄はその都度年番名主を呼び出し「障之有無返答書差出候様被申渡」のをつねとしたのである。ここでは質屋、古着屋などの八品商が、すでに町名主の支配統制下に完全に組み込まれながら名主と密接な関係にあったことを暗示している。

また、訴願の側にとって、惣代になることは、決められた役料の他に、幕府の權威をかりて何かと私的な利得をえる機会にめぐまれたといつてよい。それゆえに、出願者のほとんどが、幕府への多額な運上金の差出しを申し出ている。そして、幕府にとって、この種の運上金にはかなり食指を動かされたが、惣代の復活によって、紛失物吟味が円滑にすすみ、町方支配の実効が挙るとは経験的にも考えられず、むしろ質屋、古着屋らの反撥をかうことの方が懸念された。また、その背景には質屋・古着屋など八品商が、武士層にとつても、その日常的な経済生活においてそれだけ秘かに利用の多い業種であったという事実が底在していたと思われる。

右のような経緯をへて、明和七年十月に質屋への運上金が課せられてくるのである。この『江戸質屋会所記録』のうち、第六巻の明和三年十一月の年記がある「質屋仲間帳」には、質屋営業に関するこの種の訴願が集録されており、興味深い。

まず、明和三年十月、四ツ谷塩町町目小兵エ店彦兵エ、京橋常盤町町目平兵エ店弥右エ門の二人を願人とする出願があった。その出願の要旨は、江戸市中の質屋の利足が誠に高利で、京都、大坂、名古屋、伊勢路では二十両に一分しかとらないのに、御当地(江戸)では一両に一匁六分、錢一貫文に四十文宛を取立ている。しかも、御公儀への運上金を差出していない。そこでこの二人は「金質拾兩ニ付式分宛錢質四拾貫文ニ付二十文宛毎月十ヶ年之間運上差上申候様」奉行側から申し付けて下されば、その冥加金として、南北西御番所へ各千両宛を上納する旨を請負うと申し出たのである。

また、質屋仲間が右の趣旨に難渋を示したなら、今後の質利足は、金壹分に付銀式分宛、錢百文に付式文宛にすべきとの申し出をした。そして、この出願は「御武家様并ニ町々暮シ悪候者共御救ニ茂可相成旨乍恐奉存候」と結んでいる。

幸田成友博士は、右の出願が計算上では余り利得のないものと指摘している⁴⁾。そして、当時の小日向水道町の質屋七人の反応は、質屋は銘々手金ばかりでなく、金子を借請けて商売する者が多く、更に質物も高直になり、請方も少い。請出す質物はすでに日数を重ねており、致方なく一、二ヶ月分の利子を負けることになり、決して願人のような利益は得られない。そのうえ、出銀と

なれば難儀至極であるので、免除してほしいと返答している。

このように右の訴願は、質屋側の反対によって、とり上げられなかったようである。しかし、そこでは暗黙のうちに惣代復活が目論まれており、財政に困窮する幕府の足元を見透した出願であったことが窺える。そして、この傾向はその後の質屋の株立と運上金申付けにつながる伏線にもなったと云えよう。

次で、明和四年正月には、浅草黒船町（家持）徳右エ門が願人になり、同所西中町新左エ門を証人とする訴願があった。その内容を要約するとおよそ次のようなものである。

一、今迄質屋商売してきた者を株立にして、今後の新規開業を禁止する。

二、「手繰不直」質屋については、二十両に一分の利足で営業資金を貸付け、返済は月々十年々賦とする。返済に難儀の場合、利足さえ滞らなければ、十一年目より無利足とする。もし、返済不能となれば、営業を停止して、その名代を譲渡させ、その者が利足を支払うか、返金する。

三、いわゆる質屋の賦課金は、金借、銭借に拘らず、高割にして一両に銀一厘八毛宛とし、毎月十年間の運上とする。

そして、右の三ヶ条を願入れてもらえれば冥加金として、年二千二百両宛を十年間上納すると唱っている。また願人は、ご威光をもって各番組ごとの質屋名前帳を作成させれば、その後の毎月の運上金取立は引請けるともいう。

このように願書は、まず質屋商売を株立にすることによって、その人数に制限を加えるべく主張している。株立することによつ

八品商としての質屋

て、商売上の権利の確保を目的にしたと思われる。これにより新規営業を望む者は、明ヶ株を買う必要があり、その場合、休業や家出などによって、向寄の組合が預っている株株を買って営業することになる。そして、幕府は営業権を保障する代りに、冥加金を課するのが一般的である。

質屋への営業資金の融資を盛り込んだところは、先の訴願との関連を想起させるが、その点なかなか巧妙な手口といえよう。そして、この訴願では、江戸市中の質屋惣数を三千五百軒とふんでおり、一軒の質物高は平均三百両とおさえている。その計算のうちから、上納金、会所入用の筆墨代、雑用手代給金を賄い、さらに類焼等で難渋している者、潰れ店等の救済の費用を捻出するという。そして、この場合も従来の地縁的な大組、小組など番組編成は考慮されていたようである。

そして『記録』には、小日向水道町の組合行事二人による返答書が付載されている。これには「右ハ巷番々三十四番返答書」との付記があることから、おそらく当時の江戸市中の質屋を網羅した形での返答と思われる。ここでは、新規営業について各番組の「仲ヶ間一統得心之上」であれば、差し支えないという。また、営業資金の貸付けについても、質物を一、二年引置き、そのまま質流れにするようでは損失も多いが、「手繰不直」質屋は、それ相応に「下質、等へ送り利分相対二仕候得ハ是又差支候儀も無御座候」として、とくに貸金制も必要ないので、すべて現行通りにしてほしいとの回答を出している。

この場合の下質とは、資金の乏しい質屋が、質物を資金の豊富

な質屋へ又質物に遣って、資金の融通を受けることである。その利息は質物が良ければ年八分、悪ければ一割二分位とのことであるから、たとえ資金に乏しい質屋であっても、この関係を使えば十分に渡世を賄えたのである。

右のように、質屋側のこの訴願への対応は冷ややかで、各質屋は余分な出金には警戒的である。しかし、幕府はこれらの訴願を無視することなく、むしろ積極的に対処している。そして、それらが年番名主、各名主を通じて、質屋側の大組から各小組へと伝えられ、返答書は逆のルートを通じてまとめられていた。そこには、町奉行から町年寄、名主を通じての町方支配機構が、地縁的な特性を利用して、末端の町人たちまで、かなり整備されていたことを窺わせる。

この他『記録』には、岡崎丁九郎兵エ店藤治良、芝浜松町式丁目半蔵店彦兵エの二人を願人とする明和四年四月の訴願が見出せる。これも先の出願と同様の意図をもった訴願といえよう。その内容は、各質屋ごとに焼印札を渡して鑑札とし、質屋一軒につき、一日に銭三文宛を徴収する。そのうち半分は質屋積金として、元手薄き質屋、あるいは身上相続に難儀したり、類焼にあった質屋などへの救済資金にあてる。そして、冥加金として一年に三百両を上納するというものであった。

この訴願に対しても、質屋側は「只今迄之通」であることを望み、反対の意向を伝えている。

このように暗に質屋惣代の復活を装う願人は、この他にもかなりあったと思われる。そして、その訴願の内容も次第に巧妙にな

っている。とくに幕府の絶対的な財政窮乏をすでに察知している願人たちは、必ずその見返りとして多額の上納金を申し出ている。また、それに反対する質屋側も武士層が質取や買取のよい顧客になっており、それらの需要に対して、少なからず便宜を図っている旨を示唆している。

そのように両者に足元をみられ、板挟みの状況にある幕府は、自らの困窮財政を考えれば、当然訴願人たちからの上納金の差出しに食指がのびたであろう。その獲得のためには、支配権力の強行もありえたが、そこに一挙に踏み切れなかった。そこで明和六年六月二九日付の八番組(麩町)大行事・伊兵エから奉行所への返答書のうちに、同月十七日町奉行が各質屋大組の行事を呼出して、大概次のような趣意の提案をしたという事実がみえる。

質屋一軒に付壹ヶ月銀拾匁宛上納可仕哉又は請負人へ壹ヶ月銀四匁宛差出、其上請負人方へ金拾兩方式拾兩迄之金子壹ヶ月に金貳拾兩壹分^(ニテカ)之貸付、右之利足七月、十二月受負人方へ差出可申哉

すなわち、一つは質屋一軒につき、月銀十匁の上納金を課すこと、二つは多少文意をとり惜いが、その主旨はおそらく請負人へ月銀四匁宛差出し、月二十兩につき一分の利足で十兩から二十兩の資金を各質屋へ貸付け、その利足は七月と十二月に請負人へ清算支払うことである。このように幕府はまったく内容の違う二案を提案し検討しろと要求してきたのである。この提案は、先の訴願をふまえたものであることは言うまでもない。また、幕府の真の目的は、上納金の差出にあったことも明らかであり、第二の案で

は当然請負人から冥加金を上納させようと目論んでいたと思われる。

そして、ここでは各町々の名主あるいは年番名主を通じて、各質屋の返答を聞く従来の方式をとらず、直接に質屋行事共を奉行所に呼出して提案している。それは即刻に質屋たちの意志決定を迫るものであり、半強制的に二者択一を迫るものであった。一応、二案を提示しているが、そこでは幕府が上納金の賦課を目的にしており、すでに質屋側に反撥する余地はなかったといえよう。

そして八番組大行事伊兵エは、右の点を察知して「受請人金子借受候而は、一向渡世相成不申候ニ付、老ケ年ニ質屋共一軒々金百疋宛為冥加上納仕度奉願上候」との返答を出している。⁸⁾質屋側にとって、請負人とは明らかにかつての質屋惣代を意味するものであった。その役割は上納金の差出や営業資金の貸付けだけに止らず、質屋営業の全般に支配取締を強化するものであることは自明であった。それゆえに、この回答は上納金の賦課を余儀なしとし、第一の案を選ぶことになるが、その金額は幕府の提示をかなり下廻るものであった。

その後、右の経過は断ち切れになっており明らかでない。しかし、その間、質屋側はそれなりの状況分析をして、善後策を練ったものと思われる。その結果が明和七年五月十四日付の今度は質屋側からの自主的な提案の形で出された願書である。そこでは質屋が今まで株立しなかったり、上納金を差出すこともなかったの「質屋惣代其外私共渡世ニ相障候儀、度々御願申上候者有之難

八品商としての質屋

儀至極仕候ニ付」との認識もあり、質屋側にはたびたびの訴願にいささか辟易した様子がみられる。⁹⁾

その内容は、(一)株立による人数制限、(二)廃業者があれば、その分上納金を免除してもらい、名題の譲渡があれば、上納金を差出す。(三)素人で質物を取ったり、屋敷へ出入している者に対する厳重取締の三点を条件としてあげている。そして、冥加金は質屋老軒に付、老ケ月式匁五分宛を徴収するとした。

この願書には「右之通御仲間中御承伏ニ付、四月四日四ツ谷於尾張屋掛り名主衆立会之上、一同御印形被成候事」との付記があり、すでに質屋全員の承認を得ており、名主たちの立合の下に捺印したとある。その意味では綿密な検討を経て、しかも正規の手續によって決定された願出であった。

このようにして、幕府は同年十月十六日、南町奉行牧野大隅守から「依願組合人数相極候」として、質屋軒数は休株ともに二千軒の株立が決められた。そして、上納金は一軒宛年金二歩、すなわち全体で千両を申渡された。¹⁰⁾むろん廃業した者の分の上納金は免除され、新規加入を願う者は、仲間を通して組合の名主へその旨を願い出て明ケ株を取得しなければならない。また、この「請書」は当年(明和七年)は十一月二日、その後翌年からは二月二日に上納する旨を誓約している。

右のように、質屋惣代の復活を暗に図る願人の統出に絡んで、幕府と質屋側の間さまさまな思惑がみられた。結果は質屋側の依頼という形で幕府の強権による上納金の申渡しとなった。いわゆる田沼時代を迎えた幕藩社会は、ここに幕府財政の窮乏とも

に、あらゆる都市商業を網羅した財政策をとるに至ったといえよう。

しかし、このような質屋への上納金制度は、天明六年に田沼意次が失脚し、新に松平定信の寛政改革のなかで廃止された。すなわち、天明八年五月二日山村信濃守に「質屋共之内惣代八人」が召出され、翌寛政元年より上納金を免除する旨が通達された。この場合の惣代とは、おそらく大組の質屋大行事と思われ、その後数日のうちに各町々の惣質屋へも通達されていた。

さて、この質屋からの上納金は毎年二月二日に幕府へ提出されたが、先の『記録』にみる小日向水道町の場合は、月々の組合費(三匁五分宛)として積み立て、前年正月から十二月までの分を、その年正月に行事がまとめて大組の大行事へ渡し、それをさらに町名主がとりまとめて納めていた。時には大行事から催促をうけることもあったらしく、安永九年二月には「御上納金納延引ニ付、飯田町を催促日用老人ニ引」として、百文の出金がみられた。

そして、このようにして徴集された上納金は、年々困窮に苦しむ伝馬町への助成金に当てられた。すなわち、延享二年に御役相増し、困窮に苦しむ三伝馬町は、年三百両二十年賦の条件で、拝借金六千両をうけていた。さらに大伝馬町と小伝馬町の二町は、宝暦十年の大火の折、年百六十六両二分余十五年賦の条件で二千五百両を借りうけ、そのうえ明和八年二月にもまた類焼にあい益々困窮していたのである。

そのために、明和九年四月三日付で「拝借金返納年延願」が三

町の伝馬役から出されている。そこで、窮状を訴える伝馬町に対する助成として「為御救質屋名目金壹ヶ年九百五拾両宛八ヶ年被下置、并拝借屋敷之儀も沽券地ニ頂戴仕」とあり、名目金と称した質屋上納金からの割当て救済があった。そして、これらの助成金は「猿江御材木蔵内惣堀浚御普請、御船蔵出洲并三俣築立御普請御請仕」に利用され、明和七年四月には御材木蔵については完成している。しかし、伝馬町の困窮難儀はいっこうに改善されることなく、借金は累積するばかりであった。同年四月二十九日の「返答書」には次のようである。

然レ共当前ニ而ハ八ヶ年分被下金之内、三ヶ年分ハ頂戴仕候得とも、残而五ヶ年分之金子四千七百両余ハ未頂戴不仕候間此分他借仕、拝借屋敷も売払、右代金共ニ御普請金ニ差出、其上最初積之外御普請之方入用相掛、右之外ニ金八千両程之借金仕候、右被下金之儀ハ八ヶ年之間ニ奉請取候事故、夫迄之間ハ三伝馬町を取替差出候儀ハ最初を相知候事ニ有之、其外請負筋ニ付、初発積之外金高多相掛候迎も右ハ了簡違之事ニ而、今更可申上様無之儀ニ御座候得共、再応御尋ニ付不顧恐をも此段奉申上候

すなわち、伝馬町には質屋からの上納金のうち三年分(明和七年(安永元年)二千八百五拾両が支払われ、五年分の残金四千七百五拾両は未だ支払われていない。その間に他にも借金をつくり、拝借家敷も売払うはめになり、御普請も予想外に出費が高み、結局は八千両程の借金が累積していた。上納金の残金を三伝馬町が交替で負担するにしても、借金の額は軽減することなく、ます

ます累積していったのである。

そして、天明二年十月に至って、四ヶ所の拝借屋敷は過急に売却することになり、当初売値を四千三百両と見積ったのも、過半の式千八百九拾五両に止まった。また質屋上納金の内の四百両のみは、五年前の安永七年から毎年二月二日に頂戴しているという。

このように質屋からの上納金は、当初から困窮に苦しむ伝馬町への救済助成金として割当てられたようである。当初は九百五拾両であるから、質屋株数二千軒には満たず、約一九〇〇軒分の上納金とみられる。それも先のように明和九年までの三年間は満額の助成が行われ、その後五年間分は助成されず仕舞いで、安永七年からは毎年四百両づつの助成がなされていた。

そして、『御伝馬方旧記』は、この質屋への上納金賦課が免除され、従って上納金からの助成が廃止になる旨の通達があった天明八年五月二日の顛末について詳述している。ここでは各質屋大行事八名の他に、質屋上納金取立役名主と称する十二名も参会し「是迄致出情相勤候故、無滞年々上納相済骨折候」と労をねぎらわれたという。そして、「此度質屋上納金御差止ニ相成、以来其方に被下金之儀ハ、御金蔵々相渡候」として、質屋上納金の廃止後は、同額の四百両を御金蔵から助成する旨が通達されたのである。⁽¹²⁾

このようにみると、質屋の株立はもともと元禄期の質屋惣代の復活を自論む商人たちの訴願に端を發していた。出願人はおそらく質屋以外の商人と思われ、質屋側はことごとく訴願に反対の意向を示してきた。しかし、出願人の提案する上納金の申し出には、財政窮乏化の進む武士層を考慮すれば、幕府にとって大きな魅力

八品商としての質屋

であった。それゆえに、出願のある度に惣代復活に関連して、質屋側との間に微妙な思惑と駆け引きが続いたのである。そして、そこには武士の日常的な経済生活の足元を見透した質屋側の強みがあった。それにはまた、次第に経済的な自力を備えてきた都市商人層の台頭が背景になっていたことは明らかである。

しかし、八品商としての質屋のもつ商業的特性は、その営業形態からも殊更に株立の必要をみない。そして、幕府による質屋株立の強行は、それ自体明らかに幕府の経済力の弱体化を露呈する結果となった。こうして、各質屋は上納金による伝馬役助成を通じて材木蔵等の普請を負担しながら、幕府との微妙な緊張関係を保持させ、さらにその直接の町政担当者である名主等との親密な日常的つながりを保ったのである。このような事実をふまえて、次にこの『記録』のうちに散見する町名主たちとの具体的な日常関係についてみよう。

註

- (1) 『正宝事録』第二卷・二〇二九
- (2) 右掲書・二〇四〇
- (3) 右掲書同返答書
- (4) 幸田成友『日本経済史研究』所収「質屋」(幸田成友作集第一卷)
- (5) この番組は当時の質屋大組と思われ、質屋仲間全員の一致した意見と解される。
- (6) 幸田成友・先掲書「質屋」参照。
- (7) 『質屋規則目録』(写本) 東京都公文書館蔵。

なお、これは麴町八番組大行事伊兵エからの返答書の形式をとっている。

(8) 右掲同返答書。

(9) 右掲『質屋規則目録』。これは五番組大行事佐兵エの書付である。

(10) 『質屋仲間江被仰渡御触書』東京国立博物館蔵。

(11) 『御伝馬方旧記』『近世交通史料集三』。所収七五六〜八頁。

(12) 右掲書・七七九〜七八〇頁。

五 質屋営業と町名主

『江戸質屋会所記録』の第七巻から第九巻までには「毎月集銀控」の表題があり、年記は各々明和九年二月、安永八年十二月、天明八年九月である。その後、第十巻から第十四巻までは、各々に寛政七年、文化三年、文政七年、天保六年、嘉永五年の年記が表記されているが、内容的には「毎月集銀控」と同様である。そして、第十五巻には表題、年記ともに欠くが、これはいわゆる「請人帳」とみられる一冊で、年代は幕末維新时期にかかる。

これらの帳面はこの質屋小組で毎月徴収している仲間金、いわば月々の組合費を月行事が記入した控帳を基本にしているが、その記載の行間には断片的ながら、時々興味ある記事を収載している。

まず、組合費については、明和九年二月に一人前毎月三匁五分宛としているのを初見とするが、すでにそれ以前から徴収されていたものと思われる。そして、「集銀控」には毎月銀目で記入さ

れているが、実際には銭で徴収していたらしく、大抵その時の銭相場が付記されている。その相場は明和九年頃で一両が五貫五百文前後、化政期になると銀一匁が銭百文、すなわち一両〓銭六貫文となっていた。そこにはつねに貨幣価値の一定しない幕藩社会の経済体制が反映していた。また、比較的変動の少ない銀目を基軸にして、日常的には銭によって徴収する方策は、質屋らしい姿勢であった。

このようにして徴収された人数分の組合費は、主に幕府への上納金や名主等への歳暮金にあてられた。前掲のように、明和七年からの上納金は、すでに一軒前につき年間式分宛が定められており、毎年納入期の二月まで順次月行事のところに積金されていた。そして、この上納金は各小組を単位に一括して、さらに大組を通じて納入されていたのである。

第四巻にみる安永五年八月の「定」では、毎月の仲間出銀は三匁宛とあり、それを一匁五分増額して毎年一度の茶屋参会をしようという提案が仲間うちから出された。ところが組合員の一部に反対もあり、相談の結果、今までも茶屋参会なく事を済してきたし、格別に仲間「折入候相談向も無之候」とのこと、「遊山第一之事ニテ無益之事ニ候」茶屋参会の件は否決された。その後相談等の寄合は行事宅に集まって開かれた。そしてその代り、これまで通り行事方に積金し、その額が五、六両に及んだら仲間のうちから一人づつ順番に伊勢参宮へ送り、その銭別金にしよう決めていた。徴収された組合費のうちで、上納金への出金は大きな割合を占めていたが、天明八年に上納金の免除が申渡されたことで、その

負担は軽減された。そのため、天明九年正月二十九日に行事忠兵エ方に参会して、これまでの積金六兩と壹匁三分の処理について仲間が相談している。その結果「当時入用茂無之不用ニ付」との理由で「毎々高割ニ付於被序銘々請取候事」となり、当時の七人の仲間で割渡し、それぞれ壹人前三分ト六百十四文宛を請取ることになった。そして、この時「毎月集錢之義是方相止メ申候若入用之節者相集可申候」として、毎月徴収してきた組合費を中止して、今後は入用の度ごとに随時に徴収することが申合わされたのである。そのために諸帳面は、その後一時的に当番の月行事による諸帳面の引継ぎのみが記されることになる。

しかし、寛政七年三月には中絶していた毎月の組合費の徴収を復活すべく仲間一統が相談している。すなわち、組合七軒で毎月一匁余宛の割合を以て取集め、金貳朱にして行事方に積立ておくことにした。それ以後は諸帳面にこの積錢が添えられて次の月行事へ廻覧申し送りされた。そして、毎月一軒前壹匁余宛の組合費は、その後も続いていたようである。

右からも明らかかなように上納金は徴収された組合費からの出金として、極めて大きな比重を占めていたことが解る。そして次で出金が多いのは、名主等の町方役人に関するものである。とくに歳暮金については、すでに寛保二年十月の小組における「定」によって決められていた。すなわち、名主へは金貳百疋と鮭塩引之類相添代三百文位、書役へは鳥目三十疋、そして定使へも鳥目二十疋が差出された。そして、この慣行は六月と十二月の年二回を定例とした。そこには紛失物改めなどを通じて質屋を直接管下に

おく町名主とその下役たちとの密接な関係が窺える。それは単なる贈答関係に止まらず、公務に関わるものであった。

また、組合費からの出金は、当番の月行事に任される場合もあったが、多くは仲間相談のうえ決定された。安永三年五月、翌四年四月に半蔵、嘉兵エにそれぞれ四ヶ月分の書役錢として六百六拾四文、六百文が差出されているのもその事例である。また、おそらく時々諸役からの無心もあつたと思われ、安永四年八月の決算では、仲間相談のうえ「名主様江目録金」の形で金三兩を進物として包み贈答している。

町名主にとっては「役料」と称する給与が収入の基本であつたが、それは支配する町々の規模によって金額に差がみられた。弘化二年五月の時点での江戸市中に於ける名主役料の平均は五三・八両であるという¹⁾。そして、この小日向水道町等の向寄町々が属する十五番組には当時二十人の名主がおり、その平均役料高は五一・九両と、ほぼ江戸の町名主の平均に近い。そして、他に沽券状の書替などの手数料、筆墨紙代や礼金など諸々の雑収入がかなりあつたものとみられる。

この『記録』の中では、時々名主等への年暮中元を手当と表現している場合もみられ、これらはすでに名主役料に准じる性質をもっていたものと云えよう。また、不定期に見出せる「手代衆へ帳付代遣ス」として壹貫文位づつ出金しているのも、下役である書役への報酬的な性質を思わせる。別表(9)は名主への各種の差出金であるが、その理由はすでに公務を離れたものが、かなりの事例みられる。それは営業上の手心を期待しての賄賂としての性質

別表(9) 質屋組合から町名主への出金諸事例
『江戸質屋会所記録』より

年・月・日	出 金	用 途
安永4/8	3両	名主様江目録金
安永9/6	2両2分	入湯之節
安永9/10/1	1分	不幸ニ付肴物代
天明元/5/1	1両1分	家督祝儀
〃	1両1分	婚姻祝儀
寛政元/7	300疋	御入湯之節祝儀
寛政5/4	2朱	不幸ニ付肴物代
寛政5/6	200疋	御入湯之節祝儀
寛政6/10	1両3分	家作御祝儀
寛政10/6	1両1分	婚姻祝儀
文化3/9	200疋	死去ニ付香具
文化7/12	2朱	男子三歳之祝ニ付祝儀

をもつものであるよりは、むしろそれを越えた地縁的な同居住者としての日常的な贈与慣行の意味をもつものではなからうか。

別表(9)からも明らかのように、名主への差遣金はかなり私事に渡っており、いわゆる祝儀不祝儀はむろんのこと、湯治などの御入湯のため、家作祝い、男子三年之祝など、かなり細かい儀礼を尽していたと云えよう。そして、これら名主への差出金は化政期を過ぎると、ハッキリと年暮と盆の附届けとして贈られている。それに対して請取書を提出する名主側では筆墨料として処理され

ていた。

右のように質屋側から名主への差出金は、日常的な儀礼を通じて内容的に種々にわたっており、それは次第に儀礼を越えるものとなっていた。また、名主の下役である書役や定使にとって、質屋の商業的特性そのものが無心の対象となり、日常的な金銭の融通に依えてくれる対象としても期待された。天明元年五月には、定使と思われる与八へ金壹両を貸している。その返済は「中元歳暮引当」が条件で、しかも「金子皆済迄ハ中元歳暮共ニ差遣不申筈ニ候」とされていた。そして、翌年正月の決算に錢壹貫文が「与八殿借上分預リ」とあるのみである。また、寛政元年十一月に、相談のうえ金壹分を定使九兵衛へ遣わしたのも無心ではなからうか。

さらに、寛政元年十二月、名主の手代利兵衛が病氣のため難渋しているというので、質屋仲間老軒前百文宛をカンパしている。その後翌年二月になって、この書役を務める利兵衛に対して、筆墨代として質屋老軒前式拾四文ずつ集め遣わしてくれるよう名主側から月行事に対して無心があり、各々仲間へその旨を説明して承諾がえられた。これは明らかに筆墨代と称した書役利兵衛への温情的な手当と解されるものである。

また、寛政五年五月の決算では「手代惣八殿内入用と被申願ニ付御仲間御得心之上時貸之分」として金壹分を融通してやっている。

これは時貸であるから、期間や証人を定めずに一時的に貸金するもので、金融業である質屋としては常規を逸したかなりの融通と

云つてよい。これも質屋仲間各言人前四百文宛の負担となった。

右のように名主とその下役である書役や定使との関係は、質屋営業における公務上ばかりでなく、かなり私事にわたっていた。

そして、この様な名主等との関係は、おそらく質屋に限った特殊な事例ではなく、他の八品商においても同類と思われる。さらに、江戸町方の成立とその行政的支配が、つねに地縁的な規定をうける限り、他のあらゆる商業もまた町方役人と密接な関係にあつたといえよう。それは幕藩社会に於ける都市支配のひとつの原理でもあり、町方の商業的展開はその点を不可欠とする。

『記録』にみる質屋と町方役人との関係は、その他でも断片的であるが、多事にわたっている。安永の禁から寛政改革による経済抑制も緩るだ化政期には、かつて自己規制した茶屋参会も時々開かれ、質屋仲間は人数こそ減少したものの、幕末期に向つて内憂混沌とする社会変化になお一定の成長を遂げつつあつた。とくにそれは武家社会の経済的破綻と社会不安を前提にしていたと思われる。

さて、『記録』の最終第十五巻は、いわゆる「請人帳」と称するものである。これはすでに先掲した町触の規定にもみられるように、質物を持参した置主とその請人（証人）の両人が連署連判した帳面である。それゆえ、この種の帳面は各質屋ごとに記入を義務づけられていたもので、この一巻も小組のうち何れか一軒の質屋の請人帳であろう。時代的には確定しにくいが、おそらくその記載から最末期から明治初期までのもので、社会的にも大きな転換期にあたる時期のものとして解される。

八品商としての質屋

この帳面には所々に欠損部分もあり、判読不能な点を含むが、明らかな事例およそ九十件のうち、別表(10)は置主と請人それぞれの居住地域を数の多い順序で示した。また、両者とも武士身分あるいは武士屋敷内に居住している場合には、その主人名が記されている。そして、そのことはそのまま置主、請人の身分を示していることになる。さらに、別表(11)は武士身分と解される者をやはり数の多い順に示したものである。

もともと資料自体が小日向水道町を中心とした向寄町々の質屋仲間の『記録』であり、この一巻もそこに所属する質屋の請人帳であろう。それゆえに、質屋を利用した顧客の居住範囲もごく少数の例外を除いて小日向水道町を中心とした質屋仲間小組の範囲からその周辺の町々が多い。すなわち、地域的には小日向、牛込、関口、音羽、小石川、高田などに属する町々といえよう。

いまだ交通網の未発達な時代にあつては、商品の売買に際して、馬や駕籠があるにしても、江戸市中においてはなお徒歩によるところが大きい。それゆえに、質屋に限らず江戸の商業、とくに小売商の性格の強い業種の顧客は、必然的にある一定の範囲内に居住する者に限定され、そこに地縁的な結び付きを強くする。すなわち、そこには得意客や固定客の形成される要因があつた。

明暦二年に町屋が許された小日向水道町の周辺には、町人の居住する町屋は余り多くない⁽²⁾。むしろ、中小の旗本、御家人たちのいわゆる短尺屋敷が密集しており、所々に寺社が混在していた。嘉永版切絵図をみると、大きな屋敷は、酒井若狭守下屋敷、中山備後守、久世大和守、斉藤伊豆守等の屋敷、少し離れて田安殿、

別表(10) 質屋利用・置主及び請人の居住地域

『江戸質屋会所記録』より

	置 主	計	請 人	計
1	小日向水道町	31 ^人	小日向水道町	31 ^人
2	小日向服部坂	8	小日向西古川町	12
3	小日向東古川町	7	関口水道町	8
4	音羽町六丁目	7	小日向水道端	8
5	小日向西古川町	6	小日向第六天前町	7
6	小日向第六天前町	6	小日向服部坂	6
7	小日向水道端	5	小日向台町	5
8	大塚町	5	小日向東古川町	4
9	小日向台町	4	小日向武嶋町	4
10	関口水道町	4	音羽町六丁目	4
11	松枝町	4	松枝町	4
12	小日向武嶋町	4	大塚町	3

清水殿の屋敷があった。また、この周辺には御先手組、御持筒組、大御番組、御書院組、御鎗奉行組等の組屋敷も散在していた。そこでは必然的に、下級武士層の質屋利用がみられたであろう。⁽³⁾このように見えてくると、いわゆる「庶民金融」として観念されている質屋ではあるが、この当時の質屋利用の顧客は、決して一般民衆だけではなかったものと解される。武士の職種も祐筆役、与力、陸尺の軽き者が多数を占めるが、その他にも歴とした旗

別表(11) 質屋利用の主な武家方

『江戸質屋会所記録』より

	置 主		請 人	
1	久世大和守内	12	久世大和守内	12
2	酒井若狭守内	10	酒井若狭守内	9
3	大草主殿	5	一ツ橋殿	5
4	田安殿	4	大草主殿	4
5	清水殿	3	御洗手組	3
6	御先手組	3	清水殿	3
7	森川金右エ門 ^(カ)	3	赤城御組屋敷	3
8	一ツ橋殿	2		

本・御家人層の利用もあったと思われる。それはすでに元禄期から、その町触に時々刀脇差類が質物として取られていたことから暗示されていた。幕末期に至って、たとえ民衆の概念が拡大され、下級武士層もまた維新时期を迎えるに際して、その余備軍であったにしても、江戸市中における質屋の利用とその上得意はこの点からもむしろ武士たちであったのではなからうか。質屋はつねに交換価値の高い質物を担保にして貸金するのが原

則である。むろん、衣類や小物を質入れして小額の貸金を請ける場合もあるが、武家の日常的な経済的困窮を救い充足させるためには、それなりに価値の高い質物を担保にする必要があった。すなわち、一般の民衆に比して、武士たちは十分に質物たりうる物品を所持しており、その象徴的なものとして刀脇差類があったのである。そして、特権的な上級の武士でもない限り、武士たちの日常的な経済生活は、自らが生産者たりえないために、困窮状況に陥れば、そこからの自力更生はそう楽ではなかったはずである。それはすでに元禄期から漸次慢性的に進行していた状況であったと思われる。この請人帳にみる名面は、その点を如実に語っている。

このように『記録』にみる断片的な記事からも、八品商としての質屋はその商業的特性ゆえに、他の商業とはちがった独自の地縁的な空間をもち、またその地域との密着度が強かったといえよう。それはむろん時代とともに変質してきた。しかし、幕府の町方支配にとっても地縁を通じての行政支配は不可欠であり、そこに都市商業へのひとつの具体策を講じたのであった。

以上のように、八品商として括られた業種は、古物を扱い売買するという特性により、早くから幕府の町方支配機構の末端に組み込まれてきた。それはとくに江戸市中の防犯警備体制の未整備を補う役割を担った。なかでも、質屋と古着屋には早くから惣代を設け、組合仲間の結成を促してその強化を図ってきたのである。

そのような歴史的な背景は、たとえ結果的に幕府の官許を出願

する形式をとったにしても、長い間質屋が株立もなく、さらに冥加金の差出しもなく質屋営業を可能にしてきた要因ともなった。惣代の設立から廃止に至る経緯、そしてたびたびの惣代復活の出願に対する幕府の対応の仕方の中に、八品商としての質屋に期待する部分が多々みられた。それは明和七年から天明八年までの十九年間で上納金の免除打切りとなった事実からもうかがえる。そこに幕府は単なる商業政策であるより、それに絡めた町方支配を意図していたことは明らかである。

すなわち、元禄期から次第に経済的台頭をみせ始めた新興商人層は、その商業活動の中心を都市においていた。そして一方では武士層の窮乏化は漸次的に進行しており、とくに下級武士層の困窮はすでに日常化しつつあった。それゆえに、一般民衆に限らず、これら武士層を含めた都市生活者にとって、質物をとり貸金する市井の簡便な金融業としての質屋の存在は、すでに不可欠であったと思われる。都市生活者にとって、日常生活を円滑に送るためには、たとえ少額たりとも日常的な出費に際しての貨幣を必要とした。それだけに市井の金融業としての質屋は、顧客との地縁的な結び付きを強くし、また幕府はそこに町方支配の利点を見出そうとしたのである。

『江戸質屋会所記録』にみる断片的な記事は、新規加入や譲渡等のように、質屋仲間の内部的な結合一致を主目標にしていた。しかし、質屋のもつ右の諸特徴は、町方の名主等との多事にわたる関係を必須とし、それは質屋の地縁的特性を強調するものとなっていたのである。

そして、大きな戦渦を見ないまま、二百余年の間、平和裡に全国支配を成し遂げてきた江戸幕府は、いわば職場としての戦場を失った大勢の戦う職人としての武士層を抱えてきた。そこでの過大な利得をえる機会を失った武士層は、すでに単なる消費階級にすぎない者となり、腰の刀脇差はもはや形骸化した権威のシンボルでしかなかった。

そこでは健者としての民衆の経済力に比して、直接の生産手段を有しない武士の経済力は、幕末期に至って、益々その弱体を露呈することになった。打ち続く飢饉凶作の衝撃は、農民にとって直接的であるが、都市生活者へも大きな打撃となり、消費生活にのみ頼る武士層もまたかなり厳しい経済生活を強いられた。そして、すでに列島周辺を回遊する諸外国の船影は頻繁にみられ、その強迫観念は右の内憂とともに、新しい転換期の到来を暗示するものがあった。それは幕府のお膝元である江戸において、最も特徴的であったと思われる。

註

- (1) 吉原健一郎『江戸の町役人』
- (2) 『御府内備考』卷之四六
- (3) 近吾堂版『江戸切絵図』を参照。
- (4) 本稿は、現在進行中の共同研究「幕末期・江戸市中における商人の地域分布とその存在形態に関する実態調査——特に、業種と居住形態との関連において——」に関連して成稿したものである。

お詫と訂正

真下英信

前号 (vol. LI, No. 3, p. 154~161) に J. Griffin: *Homer on Life and Death*, Oxford 1980 の書評を掲載させたため、幾多の誤植が生じてしまった。

ここに改めて訂正することが許されたのを機会に、読者にお詫を申し上げるとともに寛恕をお願いしたい。

(1)	p. 155	下	1. 8	二たの	誤	二つの	正
(2)			1. 10	聴いた		聞いた	
(3)			1. 11	S.C.T.		SCT	
(4)	p. 156	下	1. 16	ドーロ		ドロ	
(5)	p. 157	上	1. 16	Reinhardt		Reinhardt	
(6)			同右	ホーロス		ホメーロス	
(7)			1. 19	アキレス		アキレウス	
(8)		下	1. 19	たが		だが	
(9)			1. 22	papadox		paradox	
(10)	p. 158	上	1. 7	fall		falls	
(11)			1. 20	neos		neôs	
(12)	p. 159	下	1. 7	譯		歌	
(13)	p. 160	上	1. 11	人世界		人間の世界	
(14)		下	1. 5	役割をし		役割を果し	
(15)			1. 12	かた		かつ	
(16)			1. 17	技功		技巧	
(17)	p. 161	上	1. 7	Göfingen		Göttingen	